

岐阜県食育推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成をめざした「食育」を県民と協働して推進するため、幅広く県民の意見を聴取し、施策に反映させるとともに、各関係機関が一体となって食育を推進することを目的として、岐阜県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 「食育」の推進方策に関する事項
- 二 「食育」の推進に関する評価・見直しに関する事項
- 三 「食育」の推進における関係機関等の連携に関する事項
- 四 その他会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、学識経験者及び別表に定める委員で構成する。

2 会議の議長として委員長を置き、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の任期は、就任の日から第9条の規定に基づき解散するまでとする。

(会議)

第5条 会議は、県が必要に応じ招集する。

(圏域推進会議)

第6条 会議に付議する事項について、地域別に検討、協議するための圏域推進会議を設置することができる。

(関係者の出席)

第7条 会議において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(解散)

第9条 会議は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

団体名
岐阜県保育研究協議会（公・私）
岐阜県幼稚園教育研究協議会（公・私）
岐阜県小中学校長会
岐阜県高等学校長協会
岐阜県 P T A 連合会
岐阜県学校栄養士会
岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク
一般社団法人岐阜県医師会
公益社団法人岐阜県歯科医師会
公益社団法人岐阜県栄養士会
市町村保健活動推進協議会栄養士部会
岐阜県食生活改善推進員協議会
一般社団法人岐阜県調理師連合会
全岐阜県生活協同組合連合会
岐阜県食品産業協議会
岐阜県卸売市場連合会
株式会社 バローホールディングス
岐阜県大学保健管理研究会